

視野の障害の認定基準が変わりました

平成 25 年 6 月 1 日から眼の障害認定基準が改正されました。

視野の障害の 2 級の基準が一部追加されたため、今まで該当しなかった方が該当する可能性があります。(眼の障害等級については、裏面をご覧ください)

改正前

両眼の視野が 5 度以内(I / 2 視標)

改正後

(1) 両眼の視野が 5 度以内(I / 2 視標)

(2) 次のいずれにも該当する方も 2 級に該当します。

- ① 両眼の視野が 10 度以内(I / 4 視標)
- ② 中心 10 度以内の 8 方向の残存視野のそれぞれの角度の合計が 56 度以下(I / 2 視標)

ご確認ください

障害年金を

受けていない方

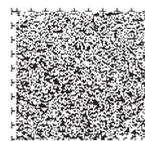
受けている方

今まで障害年金に該当しなかった場合も、新たに請求すれば、該当する可能性があります。

現在 3 級と認定されている方も 2 級になる可能性があります。前に診査を受けた日から 1 年を経過している方は、年金額の改定請求を行うことができます。

※ご自身の障害の状態については、かかりつけの医師にご相談ください。

ご不明な点は、[年金事務所](#)へお問い合わせください。



眼の障害等級表

	障害の状態	障害等級
視力障害	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの	1 級
	両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの	2 級
	両眼の視力が 0.1 以下に減じたもの	3 級
	両眼の視力が 0.6 以下に減じたもの	障害手当金
	一眼の視力が 0.1 以下に減じたもの	
視野障害	身体の機能の障害が障害等級 2 級相当と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 両眼の視野が 5 度以内 (I / 2 視標) 次のいずれにも該当する場合【平成 25 年 6 月 1 日改正で追加されました】 ① 両眼の視野が 10 度以内 (I / 4 視標) ② 中心 10 度以内の 8 方向の残存視野のそれぞれの角度の合計が 56 度以下 (I / 2 視標)	2 級
	両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したもの	障害手当金
	両眼の視野が 10 度以内のもの	
	その他の障害	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの		
身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの【平成 25 年 6 月 1 日改正で明確化されました】 「まぶたの運動障害」のうち、眼瞼痙攣等で常時両眼のまぶたに著しい運動障害を残すことで作業等が続けられない程度のも 「眼球の運動障害」のうち、麻痺性斜視で複視が強固のため片眼に眼帯をしないと生活ができないため、労働が制限される程度のも 「瞳孔の障害」のうち、散瞳している状態で瞳孔の対光反射の著しい障害により羞明(まぶしさ)を訴え、労働に支障をきたす程度のも		

日本年金機構のホームページもご利用ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

- 年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご覧いただけます。
- “ねんきんネット”では、インターネットを利用してご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できます。このサービスをご利用いただくためには、あらかじめユーザID、パスワードのお申込みをしていただく必要があります。